

令和7年度 SDS電子化補助金の 申請等手続きについて

中央労働災害防止協会
電子化補助金事務センター

目次

- 1 補助金の対象となるシステム
- 2 補助金の対象者・留意点
- 3 電子申請について
- 4 添付書類について
- 5 その他

1 対象となるシステム・補助額

対象となるシステム

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による
危険性・有害性情報等（SDS）の出入力機能を有するシステム

基 準（全てに適合する必要あり）

- ①標準フォーマット形式、紙又はPDFによるSDSのいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有するシステム
- ②標準フォーマット形式で出力する機能を有し、労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有しているシステム

補助額

補助対象経費の 1 / 2、ただし上限100万円

対象	費用	備考
機能実装（新規導入・機能追加）費用	A	SDS標準化の機能実装（新規導入・機能追加）のための費用
OP（SDS標準化）	B	SDS標準化の機能がOP扱いの場合の費用
OP（その他）	C	SDS標準化の機能維持に必要がないOP扱いの機能の費用
保守費用・使用料	D	SDS標準化の機能維持のための費用

補助金の対象は **A+B+D**

B、Dについて、事業実施期間中に一括で前払いすることにより、本年度を含めて3年分（36か月分）が補助金の対象とすることが可能。

以上は原則であり、最終的には審査委員会で個別に判断。
 なお、導入のためのパソコン等のハードは対象外。

2 補助金の対象者・留意点

<対象者>

中小企業基本法第2条第1項に規定される中小企業者

	下記のいずれかを満たす場合	
業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 企業全体の従業員数
①製造業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

医療法人、NPO法人等で資本金がない場合は、労働者数で判断します。

❗ 本補助金は、事業として労働安全衛生法に基づくSDSの受入、作成、提供を行っている企業に標準フォーマット形式を導入していただき、SDSによる危険性・有害性情報の迅速・適格な通知を図るためのものです。

審査にあたって、事業の実態を確認させていただくことがあります。

<交付申請から補助金支給までの流れ>

1 事前準備

GビズIDの取得（電子申請に必要）
労働保険料の納付証明書、見積書 等の取得



2 交付申請（書類の提出）令和7年8月1日～11月30日（予定）

必要な書類を備えて電子申請システム（jGrants）で申請



3 交付決定

審査をして交付決定を行います。（約1か月）



4 事業実施（事業実施期間）

交付決定後、システムの導入等、事業を実施して経費を支払い、
領収書や納品書等書類の準備



5 支給申請（書類の提出）令和8年2月20日（必着）

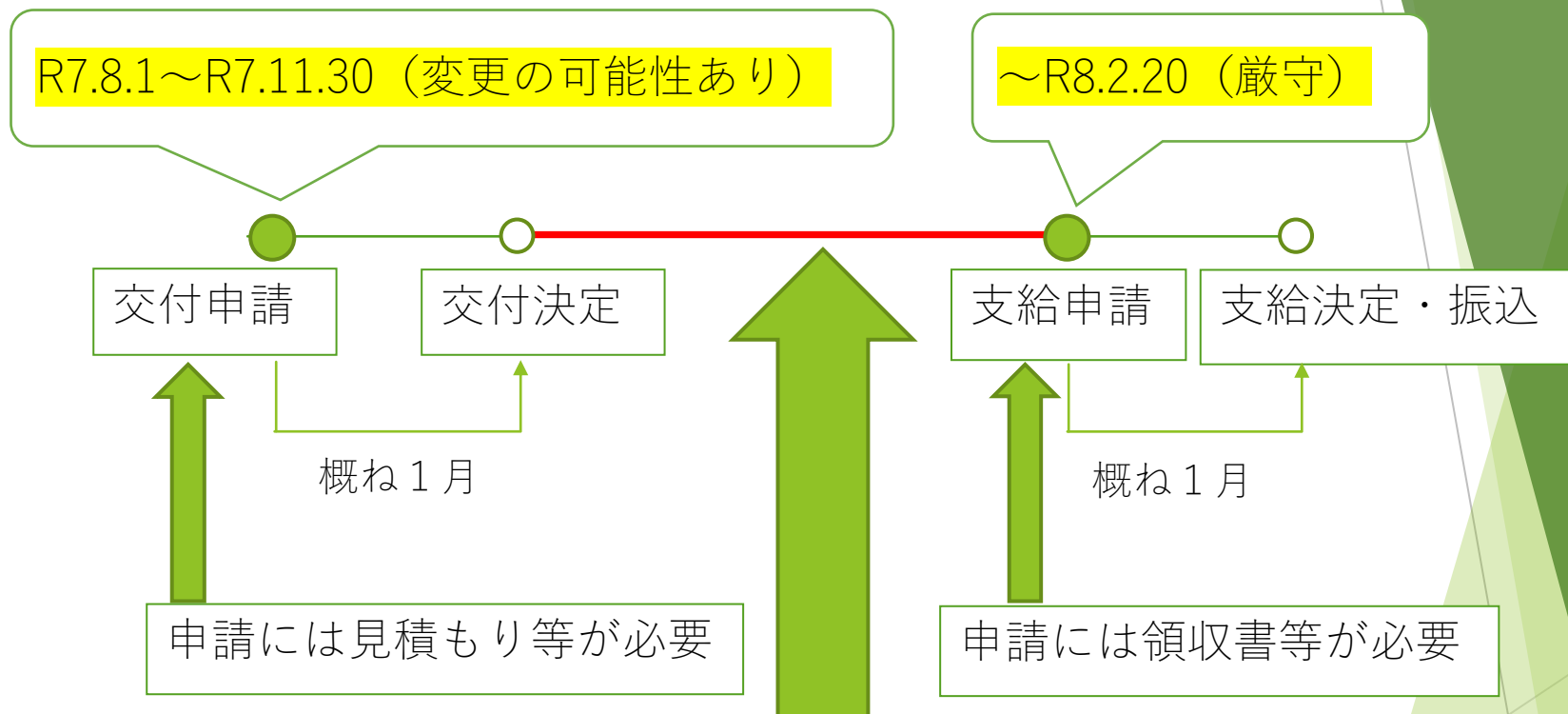
必要な書類を備えて電子申請システム（jGrants）で申請



6 支給決定

審査をして支給決定を行い、指定口座に振り込みます。（約1か月）

<留意点> 事業実施の時期等について



<事業実施期間>

補助金の対象とするには、交付決定日以降に機能実装、支払い等を行い、期限までに支給申請を行う必要

3 電子申請について

国の補助金申請のポータルサイト **j Grants**から申請を

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

jGrants

補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 API

ネットでいつでも！ 補助金申請

応募から、採択後の手続きまで完結。

国や自治体の補助金が、誰でも簡単に申請できます。

補助金を探す



j Grantsを使って補助金の申請を行うには、
GビズID(プライムorメンバー)が必要

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

既に他の補助金や社会保険の手続き等でアカウントをお持ちの場合は、
そのアカウントの使用が可能

あらかじめ取得の手続きを！

GビズID

ホーム

手続きガイド

サポート

アカウント作成

行政サービス一覧

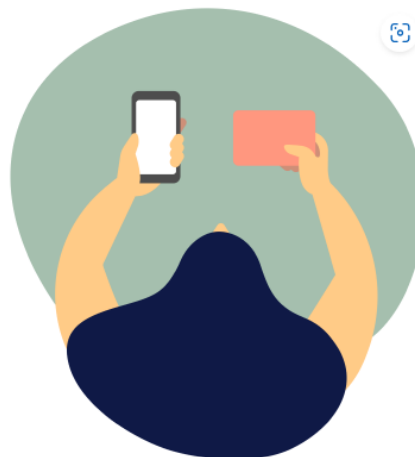
ログイン

GビズIDで行政サービスへの ログインをかんたんに

GビズIDは、1つのID・パスワードで
様々な行政サービスにログインできるサービスです。

GビズIDアカウントの作成をはじめ

GビズIDについて詳しくはこちら



4 添付書類について

交付申請時

必要書類	様式	備考
交付申請書	指定のエクセル様式	
見積書等の写し	任意様式	消費税を除いた金額がわかること。ライセンス契約等の場合はその期間（最長3年）がわかるようにしてください。
誓約書	指定のワード様式	
役員等名簿	指定のエクセル様式又は任意様式	
労働保険料納付証明書等の写し	任意様式	所轄労働局より証明をいただき添付してください。
申請対象システムの概要等	任意様式	カタログ等でも可
割賦計画書	任意様式	割賦契約者のみ

- 指定の様式は中災防HPに掲載しています。
- それぞれjGrantsにアップロードいただく形になります。

支給申請時

必要書類	様式	備考
補助金請求書	指定のエクセル様式	
納品書、請求書、領収書	任意様式	消費税を除いた金額がわかること。ライセンス契約等の場合はその期間（最長3年）がわかるようにしてください。
割賦契約書及び割賦支払実績が証明できる領収書等	任意様式	割賦契約者のみ
売買契約書の写し	任意様式	納品書等と齟齬がないようにしてください。
中災防が提供する電子情報をSDSとして印字したもの	任意様式	中災防から提供するデータを出力して提出ください。
システム導入に係るチェックシート	指定のエクセル様式	システム提供会社に記入いただってください。

- 指定の様式は中災防HPに掲載しています。
- それぞれjGrantsにアップロードいただく形になります。

5 その他

中央労働災害防止協会のHPで
適宜、情報を公開します。

<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/index.html>

- 申請者向け電子申請マニュアル
- 補助金に関するQA
- 申請用の様式
- 補助金の執行状況 等

それでも不明な点は
補助金事務センター問い合わせ
専用ダイヤルまで

電話 03-6809-4774

(平日9時から12時、13時から17時まで)



令和7年度
SDS電子化補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等(SDS)の出力機能等を有するシステムを導入するための経費について、補助金が交付されます！

申請期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

対象者
中小企業基本法における中小企業者

補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。
・電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限り。)を読み込む機能
・紙又はPDFのSDSを読み込む機能

②SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限り。)して出力する機能を有すること。(①で読み込んだデータを含む。)
また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能を有していること。

※同一申請書当たりの年度内交付上限：補助対象経費の1/2、ただし上限100万円(税別)である。
また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとし、この場合、経費年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。

厚生労働省 JISHA 中災防

説明は以上です。
ご清聴ありがとうございました。



中央労働災害防止協会
電子化補助金事務センター